

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第111号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表北区役所及び中京区役所の款区民部の項、上京区役所及び西京区役所の款区民部の項、左京区役所及び下京区役所の款区民部の項、東山区役所の款区民部の項、山科区役所の款区民部の項、南区役所及び右京区役所の款区民部の項及び伏見区役所の款区民部の項を次のように改める。

区民部	市民窓口課	記録係長 窓口係長
-----	-------	-----------

第1条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第5条第2項中「(税務については、税務長)」を削り、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

第6条地域力推進室の款中第32号を第36号とし、第28号から第31号までを4号ずつ繰り下げ、第27号の次に次の4号を加える。

- (28) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (29) 現金の記録管理に関すること。
- (30) 収入及び支出の証拠書類の整理及び保管に関すること。
- (31) 前3号に掲げるもののほか、会計に関すること。

第6条区民部の款市民窓口課の項中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関すること。

第6条区民部の款固定資産税課の項、課税課の項及び納税課の項を削り、同条福祉部の款支援課の項第16号を削り、同項第15号を同項第16号とし、同項第14号中「児童扶養手当」の右に「及び特別児童扶養手当」を加え、同号を同項第15号とし、同項第13号中「児童扶養手当証書」の右に「及び特別児童扶養手当に関する証書」を、「訂正(」

の右に「児童扶養手当証書にあっては、」を加え、同号を同項第14号とし、同項第12号中「児童扶養手当」の右に「及び特別児童扶養手当」を加え、同号を同項第13号とし、同項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 子ども・子育て支援法及び京都市保育所条例による保育費用の徴収に関すること。

ただし、保健福祉局の所管に属するものを除く。

第6条福祉部の款保険年金課の項に次の1号を加える。

(13) 重度障害老人健康管理費制度による健康管理費の受給資格等の認定、支払、支給の制限及び不正利得の返還に関すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)